

令和5年6月27日

県内各商工会議所
長崎県商工会連合会
長崎県中小企業団体中央会

御中

長崎県産業労働部産業政策課長
(公印省略)

特別高圧電力高騰に対する支援の周知について（依頼）

日頃より、長崎県の実施する事業について格別のご協力を賜り、心より感謝申し上げます。
この度、エネルギー等物価高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図るため、
「長崎県特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金」を新設し、申請受付を下記のとおり開始
することといたしましたので、会員様への周知につきまして、ご協力賜りますようお願いい
たします。

記

- 1 補助対象者 県内に主たる事務所、事業所を置き、対象業種の事業を営む事業者等
- 2 申請受付期間 令和5年6月26日（月）～令和5年8月31日（木）
- 3 その他の項目 別添チラシをご参照ください。
(詳細は、県HPに掲載の申請要領等をご確認ください。)

【長崎県HP】

【申請様式等】

長崎県 特別高圧 検索 🔍



【問合せ先】

長崎県特別高圧電力高騰対策支援 受付係
TEL：095－895－2614

特別高圧電力高騰対策支援事業費補助金

特別高圧電力の価格高騰の影響を受けている県内事業者に対し、電気代高騰分の一部を支援します。

申請期間: 令和5年6月26日(月)～令和5年8月31日(木)必着

💡補助額

※予算に限りがあることから、支援単価が下がることもあります。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和5年4月から9月までの電気代} \\ \text{使用料} \end{array} \right) (\text{kWh}) \times 1.8\text{円}$$

(但し9月分は0.9円)

※上限金額 5 千万円

(例) 令和5年4月から8月の電気使用量合計が1千万kwh、
9月の電気使用量が2百万kwhの事業所の場合
 $10,000,000\text{kwh} \times 1.8\text{円}$
 $+ 2,000,000\text{kwh} \times 0.9\text{円} = \text{補助額 } 19.6 \text{ 百万円}$

💡対象事業者

建設業、製造業、情報通信業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、サービス業(他に分類されないもの)に該当し、特別高圧電力を受電している県内事業所(公共施設分や住宅分を除く)

💡申請方法

右記QRコードから申請書をダウンロードし、下記問い合わせ先に郵送で提出ください。



～制度・申請に関するお問い合わせ先～

長崎県 産業政策課 特別高圧電力高騰対策支援 受付係
〒850-8570 長崎市尾上町3番1号 ☎095-895-2614